

区内各種団体からの意見提出の実施

新たな基本構想の策定に向けて、幅広く区民の意見を聴き、審議会での議論に反映させるための取組の一環として、昨年11月に実施した「区民アンケート」に引き続き、以下のとおり区内の各種団体からの意見提出を求め、提出された意見を基本構想審議会の下に設置される部会等に参考資料として提供する。

1 基本的な考え方

- (1) 意見の提出を求める対象は、区内で地域貢献等を目的に活動する団体とする。
- (2) 意見提出は、広報すぎなみ等により広く呼びかけていくこととし、団体への個別の働きかけについては、各部が主体的に取り組む。
- (3) 提出された意見は、6月下旬に開催予定の審議会各部会へ提供する。

2 具体的な進め方

	内容等
対象	防犯、介護や子育て、まちづくりや環境保全活動など、区内で地域貢献を目的に活動している NPO や地域団体、事業者等とする。
実施方法	基本構想審議会に設置される各部会での主な検討テーマを示すなど、意見が単なる予算要望的なものではなく、構想の策定に向けて建設的な意見を出してもらうよう努める。 広報・区ホームページにより広く意見提出を求める。 各部が関連する各種団体に対しては、各部が主体となって、団体への意見提出の働きかけを行う。 意見の提出は、「意見の要旨」(100～200 字程度)を記入したうえで、「具体的な内容」を簡潔に記入してもらうよう工夫する(区ホームページには参考様式を掲載する)。
実施時期等	区ホームページでの呼びかけは、各部会での検討テーマが確定した後、速やかに意見提出の呼びかけを行う(4 月 27 日を目標)。 広報すぎなみ(5 月 11 日号)に掲載する。 意見の提出締切は、6 月 8 日(金)とする(5 回目の各部会が 6 月 21 日以降に開催されるため、各委員に事前送付することを踏まえ設定)。